

令和6年度住宅用再エネ機器導入報奨金のご案内

1. 報奨金について

太田市では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進を図るため、住宅用再エネ機器を設置した個人を対象に、報奨金を太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。

2. 支給対象者

自己が居住する市内の住宅（*1）に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に以下に示す対象機器を設置した、太田市に住民登録のある個人を対象とします（*2）。

（*1）申請者が現在居住している住宅を対象とします。世帯を同一にする家族も対象です。
住宅でない建物（例：住宅と併用でない店舗）や表題登記のない住宅の場合は対象外です。

（*2）法人・事業者の場合は対象になりません。

※ただし、報奨金の申請時において、申請者本人及び本人と同一世帯に属する者に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がある者は対象外とします。

3. 対象機器

以下の機器を対象とします。ただし、全て新品での設置の場合に限ります。

- (1) 太陽光発電システム
 - ・発電出力が2kW以上であるもの
 - ・既存のシステムの増設は対象外とします。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム
 - ・常時住宅用太陽光発電システムと接続し、蓄えた電力を当該住宅で利用できるもの
 - ・一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH支援事業」の対象商品として登録を受けた製品
※申請には、パッケージ型番の記入が必要となります。
 - ・蓄電容量の合計が4kWh以上であるもの
- (3) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート）
 - ・常時住宅用太陽光発電システムと接続し、再生可能エネルギーを当該住宅で利用できるもの

4. 支給金額

次の金額を太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 太陽光発電システム | 一律50,000円 |
| (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム | 一律50,000円 |
| (3) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート） | 一律20,000円 |

5. 手続きの流れ

申請から報奨金支給までの流れは、次のとおりです。

- ① 事前にChiccaをインストールすること
- ② 申請者が市（脱炭素推進室）に申請書類一式を提出⇒申請内容の審査
- ③ 市（脱炭素推進室）から申請者へ報奨金支給通知書を送付
- ④ 報奨金支給通知書に記載された日に報奨金を支給

6. 申請方法

□申請期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）（土日祝日を除く）
（受付時間）午前8時30分～午後5時00分

□提出書類：支給申請書（様式第1号）、添付書類

□提出場所：市役所5階脱炭素推進室に持参してください。（郵送不可）

※来庁時には本人確認ができるものをお持ちください。（運転免許証・マイナンバーカード等）

□申請書類の入手方法

太田市ホームページからダウンロード 又は 市役所5階脱炭素推進室で受け取り

《添付書類》

① 申請者の「太田市税等完納照合票（様式第2号）」

事前に必要事項をご記入のうえ市役所2階の収納課で照合を受けてください。
本人確認ができるものをお持ちください。（運転免許証・マイナンバーカード等）

② 対象機器を設置した住宅の「住宅の表題登記が確認できる資料」の写し

例：「全部事項証明書」「固定資産税・都市計画税納税通知書及び固定資産税・都市計画税課
税明細書」「登記完了証」の写しなど。

③ 対象機器の要件（発電出力・パッケージ型番など）及び完了年月日などの「申請書の記載事
項が確認できるもの」

例：メーカー保証書、契約書、工事完了確認書、引渡し確認書、領収書、電力会社発行の
「購入電力量のお知らせ」の写しなど。

※太陽光発電システムと同時申請でない、蓄電池システム、おひさまエコキュートの場合
は、「太陽光発電システムの設置が確認できるもの」

例：電力会社発行の「購入電力量のお知らせ」の写しなど。

※提出された書類で確認ができない場合は追加で書類提出をお願いする場合がございます。

④ 太田市デジタル金券（OTACO）について、「会員コードが確認できるもの」

例：会員コードがわかる画面のスクリーンショットの写し、OTACOカードの写しなど。

⑤ 委任状及び申請者の本人確認書類の写し

※申請者以外（ご家族の方を含む）が手続きする場合は必要になり、委任者の確認書類が必
要になります。

※窓口では、代理人の本人確認書類が必要になります。法人を代理人とする場合は、該当法
人所属を示す確認書類（社員証など）も必要になります。（名刺は不可）

7. 支給方法

申請後に市から送付される「報奨金支給通知書」に記載された日に、太田市デジタル金券
（OTACO）を支給します。

8. お問い合わせ・申請書提出先

太田市 産業環境部 脱炭素推進室

（電話）0276-47-1953 （FAX）0276-47-1881

（E-mail）025660@mx.city.ota.gunma.jp